

第16回ADL評価法FIM講習会 回答(ベーシック)

項目	FIMに関する質問2	回 答
	評価期間はいつからいつまでですか。入院時は72時間、他は直近の何日でしょうか	初回の評価は、72時間の状態を観察して行います。初回評価から次の評価までの期間は、2週間～1か月が望ましいと考えます。
	パーセントでの評価について、混乱してしまうところが多くあったので、もう少し詳しく教えていただけたら嬉しいです。	例えば、整容では口腔ケア、整髪、手洗い、洗顔、ひげ剃りまたは化粧の5要素で採点しますが、それぞれが1/5（20%）ずつと考えて、「している%」を計算します。2要素を自分で行っていけば40%となり、FIM運動項目の採点基準では25%以上50%未満にあたるので、2点と採点します。 各要素が「している」「していない」と単純に割り切れない場合には、それぞれの要素内で介助量（している%）を計算し、全体で平均化した値（%）を算出し、最後にFIMの採点基準に従って最終的な得点とします。
食事	義歯の使用について。装具と同様、道具の使用で6点になりますか？義歯の着脱や食事動作が自立していても、義歯が使用であれば6点でしょうか？この場合、義歯を使用せず（残存歯ゼロ）自立していれば7点でしょうか？また、義歯の使用が6点になるならば、1本分の部分入れ歯でも、義歯になりますか？差し歯はどうなりますか？	総義歯を使用して食事動作が自立している場合は、補助具の扱いとして修正自立の6点となります。また、義歯の準備や装着に介助が必要な場合には準備の5点となります。部分義歯の場合には、毎日取り外して洗う必要があるものについては総義歯と同様に扱います。インプラントや差し歯は取り外すことができないので、食事動作が自立している場合には、補助具の扱いとならず、自立の7点となります。
更衣動作	弾性ストッキングやコルセットの装着が自立している場合は6点ですか？	更衣動作として完全に自立している場合は7点となります。また、更衣のために自助具を用いて自立している場合であれば修正自立の6点となります。義肢・装具・自助具（弾性ストッキングも同等の扱い）を装着すること自体が減点の対象とはなりません。ただし、義肢・装具・自助具の装着に介助を要する場合は減点対象となりますが、5点までにしか下がりません。
トイレ動作	オムツの際は取り換えた際に、とありますが、取り換える動作も評価しますか。それとも、おむつ交換は全介助でその後の清拭、ズボンの上げ下げを評価するのか、教えてください。	取り替える動作の介助量は排泄コントロールで評価します。また、トイレ動作では、紙オムツやリハビリパンツ（リハパン）、尿とりパッド（尿パッド）を使用しているも、「衣服を下げる」、「お尻を拭く」、「衣服を上げる」の3つの要素に介助が必要ない場合は、修正自立（補助具使用）にはならず、自立の7点と採点します。紙オムツなどはトイレ動作を助けるための道具ではないからです。しかし、それらの上げ下げなどを介助される場合には減点の対象となります。また、紙オムツのみの上げ下げに介助を要し、ズボンの上げ下げや拭くことが自立しているという場合には、紙オムツを補助具として扱い5点と採点します。リハパンや尿パッドは紙オムツより着脱が易しいと考えて、通常の下着と同様の扱いとし、上げ下げに要する介助量で判断します。また、尿パッドの交換や位置修正のみの介助の場合は最少介助の4点とします。
トイレ動作	下着をつけている際は①下着の下げ②ズボンの下げ③拭く④下着の上げ⑤ズボンの上げの5項目を評価し、その何割を介助にて行っているかで点数をつけて方法でもよろしいのでしょうか？あと別にパットの操作も介助に含まれるのでしょうか？	下着とズボンは衣服として同様に扱い、衣服を上げる、お尻を拭く、衣服を下げるで採点します。尿パッドについては同上。
排便コントロール	排便コントロール薬が座薬のみでしたが、内服している方はどう考えればよろしいでしょうか	排尿・排便に関係する薬の使用（内服）は修正自立の6点となります。ただし、高血圧や心不全に投与される利尿剤の使用は減点の対象とならないことに注意が必要です。

第16回ADL評価法FIM講習会 回答(ベーシック)

項目	FIMに関する質問2	回 答
排泄管理	排泄管理の失敗について質問があります。看護師の力量(オムツの付け方)により、オムツから衣服に漏れてしまう場合があると思います。それは、患者様の失敗というのでしょうか。どのように考えれば良いのでしょうか。	このような場合は患者本人の失敗とはなりません。看護師の力量(オムツの付け方)に左右されないように配慮したうえで、患者本人の遂行力を評価してください。
排泄	失敗について。オムツを使用して交換も全介助だが、衣類や寝具の汚染がなければ、失敗なしとみなして7点になりますか？	失敗とは便失禁ではなく、紙オムツの後始末ができないこと、すなわち汚したものの後始末に介助を必要としていることをいいます。また、排泄物が紙オムツの範囲を超えて衣服や寝具まで汚れた場合にも失敗とみなされます。オムツに便を受け、自分で処理していれば失敗とはなりません。さらに、排泄コントロールは「失敗」と「介助量」の二つの側面から採点し、低い方を採用します。したがって、ご質問の例では、オムツの取り換え(後始末含む)が全介助ということで失敗とみなし、その頻度から採点します。仮に毎日だとすると失敗は2点まで下がります。また、介助量の側面ではオムツの取り換えが介助内容として該当し、取り換えの依頼が出来れば2点、依頼が出来なければ1点となります。以上より、ご質問の例で、「失敗」が2点、「介助量」が1点まで下がる可能性があり、最終的には低い方の1点と採点します。
移乗	「起き上がり動作も比重は少ないが評価対象である」とのことでした。また、例題では「起き上がり動作が全介助、移乗は自立では3点」とありました。起き上がり動作をどういった比重で評価しているか教えてください。	FIMでは主動作をメインに評価し、副動作にも配慮します。主と副の具体的な割合は決まっておりません。例題では、主動作である移乗動作の評価としては起き上がり介助を移乗の姿勢をとるための準備ととらえ、準備の5点となります。また、副動作の起き上がりとしては全介助のため1点となります。したがって、これらの状況を踏まえて最終的に3点となります。また、仮に副動作の得点が主動作の得点を上回った場合には、副動作による減点はなく、主動作の採点を採用します。
移乗	ベッドから車椅子への移乗の際についての質問です。ベッドから起き上がり後、下肢装具の着脱に介助を要す場合は何点になるのでしょうか？下肢装具の着脱介助は準備の扱いに入るのでしょうか？	「移乗」の項目では、装具の着脱介助は採点範囲には入りません。なお、装具の着脱能力は「更衣」の項目で評価します。ちなみに、「更衣」の評価では、装具の装着介助は準備の5点までしか下がらないというルールがあります。「移乗」の項目では、装具の使用により移乗動作が自立していれば、修正自立の6点となります。
移乗	シャワーチェアへの移乗について質問です。車椅子に座っていた患者が手すりなどを持ち立位を保持します。その間に介助者が車椅子をシャワーチェアに取り替えた場合、FIMの点数は何点になるのでしょうか？	このような場合は最少介助の4点となります。
移動	移動の歩行・車椅子について質問です。日中のみトイレに行く時は近位見守りで杖歩行、それ以外は車椅子自走しています。この場合は、杖歩行の状態で評価したらよろしいのでしょうか？	原則、FIMでは同一の項目が1日のうちで何回も繰り返し行われる場合で、それぞれの点数が異なる場合には日内変動が生じているとして低い方の点数を採用します。しかし、移動やトイレ動作などでは、日中と夜間での変動(異なる手段)や状況(訓練室、病棟、散歩)による変動がある場合には、「最も頻繁に行う手段」で採点します。したがって、ご質問の例においても、日中と夜間での変動で頻度の多い手段および訓練室、病棟(トイレ)、散歩で頻度の多い手段で採点します。